3　法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

第二十条の二の十二を第二十条の二の十四とする。

第二十条の二の十一中「第七十二条の十八第一項」に、「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、同条を第二十条の二の十三とする。

第二十条の二の十の次に次の二条を加える。

（法第七十二条の十七第二項の賃借権等の対価として支払う金額に準ずるもの）

第二十条の二の十一　法第七十二条の十七第二項に規定する賃借権等の対価として支払う金額に準ずるものとして政令で定めるものは、法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は同法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るものとする。

（法第七十二条の十七第三項の賃借権等の対価として支払を受ける金額に準ずるもの）

第二十条の二の十二　法第七十二条の十七第三項に規定する賃借権等の対価として支払を受ける金額に準ずるものとして政令で定めるものは、法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等が賃借権等の対価として当該事業年度において支払を受ける金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は同法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の同号に規定する本店等から当該外国法人の恒久的施設が賃借権等の対価として当該事業年度において支払を受ける金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るものとする。

第二十条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号」に改め、同項の表法人税法第五十七条第二項の項及び法人税法施行令第百十二条第一項の項中「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に改め、同項の表法人税法第五十七条第一項の項及び法人税法施行令第百十二条第一項の項中「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、同条第三項中「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、同条第四項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の十三」に、「第百四十二条」を「第百四十二条第二項」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号」に改める。

第二十一条の二第一項中「第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人」を「第七十二条の二十三第一項第一号の規定によつて連結申告法人以外の内国法人」に改め、「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「同法第百四十四条（租税特別措置法第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに」を削り、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十二条の二十三第三号の規定によつて外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

第二十一条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項第一号」に、「以外の法人」を「以外の内国法人」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に、「同項」を「同号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

第二十一条の四中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、」を削り、「税を課された内国法人」に、「当該法人」を「当該内国法人」に改め、同条に次の一項を加える。

2　各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

第二十一条の五の見出し中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改め、同条中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に、「本項」を「この項」に改める。

第二十一条の六の見出し中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改め、同条中「第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する政令」を「第七十二条の二十三第二項に規定する政令」に、「法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する金額」を「同項に規定する金額」に改める。

第二十一条の七（見出しを含む。）中「第七十二条の二十三第二項第二号」を「第七十二条の二十三第三項第二号」に改める。

第二十一条の八第一項中「第二十一条の四」を「第二十一条の四第一項」に改める。

第二十三条第二項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改める。

第三十二条の二第一項第一号中「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十二条の三第一項第一号中「第六十八条の八十八第十項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加える。